

★介護職員初任者研修を受講する方を応援します★



東三河広域連合 介護職員初任者研修受講支援補助金

補助の 対象

以下のすべての要件を満たす方

- 介護職員初任者研修課程を修了していること(修了の日から1年以内であること)
- 東三河8市町村内に住民票があること
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 市町村税等の滞納がないこと

補助の 金額

上限30,000円 (受講料・実習費・テキスト代)

※ただし国、県、市町村又は就労先事業所等から補助を受けている場合は受講料等の合計額から補助額を差し引いた額又は3万円のいずれか低い額とします。



みのりん

申請 方法

東三河8市町村介護保険担当窓口または東三河広域連合介護保険課窓口へ下記の書類をご提出ください。

- ①申請書兼請求書
※通帳等入金先の口座番号の確認できる書類をお持ちください。
- ②研修受講料等の領収書等
※支払い先、金額及び支出目的の確認できる書類をご提出ください。
- ③研修修了証明書
- ④市町村税等の滞納がないことを確認できる証明書
※お住まいの市町村税証明発行担当課で取得可能な「滞納(未納)のない証明書」をご提出ください。
- ⑤就労先などからの補助を受けている(受ける予定)の場合はその額が確認できる書類
※②～④は原本をお持ちください。②・③については窓口でコピーをお取りします。

～お問い合わせ先～

東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階
TEL:0532-26-8472・8473

申請様式等のダウンロードはこちら(東三河広域連合HP)

☞ <https://www.east-mikawa.jp/2383.htm>



★介護職員初任者研修修了後、介護事業所で働く方を支援します★

東三河広域連合 介護従事者就労支援補助金



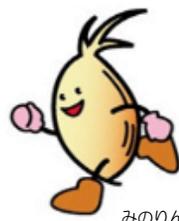
補助の 対象

以下のすべての要件を満たす方

- 過去に介護職員初任者研修受講支援補助金の交付を受けていること
- 介護職員初任者研修の修了の日時点で、東三河8市町村内に所在する指定介護サービス事業所等に就労していないこと
- 介護職員初任者研修の修了の日から起算して1年以内に、東三河8市町村内に所在する指定介護サービス事業所等へ就労し、同一法人の運営する事業所等で1年以上継続して介護サービス事業所等に関わる業務に従事していること
- 市町村税等の滞納がないこと

補助の 金額

20,000円



申請 方法

東三河8市町村介護保険担当窓口または東三河広域連合介護保険課窓口へ下記の書類をご提出ください。

①申請書兼請求書

※通帳等入金先の口座番号の確認できる書類をお持ちください。

②就労証明書(下記東三河広域連合HPから様式をダウンロードできます。)

③市町村税等の滞納がないことを確認できる証明書

※お住まいの市町村税証明発行担当課で取得可能な「滞納(未納)のない証明書」をご提出ください。

※②・③は原本をお持ちください。

～お問い合わせ先～

東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階
TEL:0532-26-8472・8473

申請様式等のダウンロードはこちら(東三河広域連合HP)

☞ <https://www.east-mikawa.jp/2383.htm>

